

地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針（案）の新旧対照表  
 （変更部分のみ）

新	旧（原案）
	1 基本方針
<p><u>(3) 評価委員会は、堺市が定めた中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための取り組みを考慮し、評価を行う。</u></p>	<p><u>(3) 総合的な判断を行うため、評価委員会は、中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための取り組み（以下、「重点ウエイト小項目」という。）を定めることができる。なお、重点ウエイト小項目については、原則として、中期目標期間の開始前までに定め、当該中期目標期間中は変更しないこととする。</u></p>